

## 会議録の作成方法等について

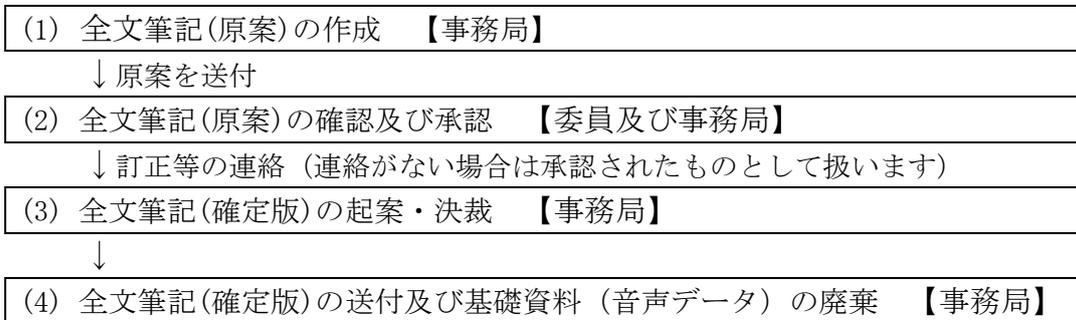
令和5年4月1日から運用開始された米沢市会議録の作成に関する指針（以下、指針という）に基づき本委員会における会議録の作成方法等について定めるものです。

### 1 会議録の作成方法（指針第4条）

- ・本委員会で作成する会議録は全文筆記とします。（指針第2条第2号の会議）
- ・会議録作成のため、会議を録音します。
- ・録音した音声データの文字おこしは行いません。
- ・基礎資料（音声データ）は会議録の決裁後に保存不要のものとして廃棄します。

### 2 会議録の作成手順（指針第6条）

- ・本委員会の会議録は、次の手順で作成及び承認手続を行います。



### 3 会議録の記載事項（指針第5条）

指針に基づき会議録の記載事項を下記のとおり整理します。

（令和5年度～）

全文筆記	
会議名称	令和〇年第〇回米沢市行政経営市民会議
開催日時	令和〇年〇月〇日(〇)0:00～0:00
開催場所	庁議室
出席者	【委員】
欠席者	【委員】
事務局出席者	
会議次第	1 開会 2 委嘱状交付 3 …
会議資料	資料1 〇〇 資料2 △△
○議事	
【1 開会】 【3 市長あいさつ】 【5 委員長及び副委員長選出】 米沢市〇〇〇条例第〇条第〇項の規定により、委員長を委員が互選。 【6 委員長あいさつ】 【7 議事】 委員 ……… 事務局 ………	